

川南町学校規模適正化審議会条例

(設置)

第1条 川南町立学校（以下「学校」という。）の規模の適正化を検討するため、川南町学校規模適正化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、川南町教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて次に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 学校の規模の適正化に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、委員会が招集する。